

**静岡県統合宛名システム再構築及び運用保守業務委託
業者選定基準**

1 審査方法

- (1) 提出された企画提案書及びプレゼンテーションに対して審査する。
 (2) 各審査委員及び事務局は、次に定める審査項目について採点する。

審査項目	評価者	評価方法
1 基本項目	事務局	提案書
2 企画提案内容	各審査委員	提案書及びプレゼンテーション
3 価格評価	事務局	計算式により評価点を算出

- (3) 業務委託に際しては、原則として企画提案された内容を実施するが、業務の遂行に必要な具体的条件など詳細については、企画提案書の内容をもとに静岡県と候補者が協議して決定するものとする。

2 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準	審査の視点	配点
1 基本項目 (20点)	実施体制	連絡調整を確実に実施できる組織体制を備え、円滑かつ柔軟な業務運営が行われることが見込まれるか。また、配置予定者が、過去に自治体に対する同様の業務を受託した実績があるなど、自治体業務の実務に精通しているか。	5点
	スケジュール	業務スケジュールは問題ないか。	5点
	実績	過去に自治体に対する同様の業務を受託した実績があるなど、自治体業務の実務に精通していることが確認できるか。	5点
	社会的取組等	静岡県公契約条例の基本理念等(※)に則して、「えるぼし認定」、「くるみん認定」及び「健康経営優良法人認定制度」等の認定を取得しているか。	5点
2 企画提案 内容 (70点)	企画力	本業務の趣旨を踏まえた的確な企画となっているか。	5点
		本事業に関して、仕様書に記載がないものの有益と思われる追加提案がなされ、具体的に示されているか。	10点
	実施内容	新システムへの移行が円滑に進み、連携する業務システムへの影響が可能な限り生じないような工夫(データ移行、ユーザ教育等)の提案があるか。	20点
		個人番号の登録誤りが発生しにくい仕組み(運	20点

		用方針を含む) が実装・提案されているか。 制度改正やデータ標準化への対応を、継続的かつ安定的に通常の保守範囲内で実施するための具体的な手法、システムの拡張性、および情報収集体制が優れているか。また、別途協議となるケースの判断基準が明確であり、県の財政負担の平準化に寄与する内容となっているか。	15 点
3	価格評価 (10 点)	評価点 = 10 点 × (1 - 見積額 ÷ 提案上限額)	10 点
計			100 点

※事業者等を守り育てる静岡県公契約条例（令和 3 年 3 月 26 日静岡県条例第 25 号）第 3 条（基本理念）及び第 6 条（取組方針）等を参照のこと。

<参考URL>

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html>

【配点】 ※配点が 10 点の項目は下記の評価点を 2 倍に、配点が 15 点の項目は下記の評価点を 3 倍に換算する。

評価点	採点基準
5	特に優れている（委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	優れている（委託の趣旨以上の効果が期待できる）
3	普通（委託の趣旨に合致している）
2	劣る（委託の趣旨を一部満たしていない）
1	著しく劣る（委託の趣旨を満たしておらず、効果が期待できない）